

第7章 点検評価体制

1. 点検評価の体制、手順

(1) 計画の点検評価の目的

本計画の目標や市の環境に係る施策（事務・事業、率先取り組み）について、市はまず庁内の自己点検を行い、必要に応じて見直し・改善の検討を行います。

庁内の自己点検・検討結果については、その客観性・透明性・公正性を保つため、さらに、市民・事業者・有識者で構成する「東村山市環境審議会」で点検評価を受けることとします。

東村山市環境審議会は、庁内の自己点検・検討結果を審議し、各種施策の実施状況、実質的・具体的な環境の改善が確保されているかどうか、目標の達成状況、めざす環境像の実現度合について、点検評価します。さらに確認が必要な事項、明らかに是正すべき事項があれば、その確認、原因の究明、改善のための提案を行うなど、本計画全体の着実な実行を確保します。

以下の観点からの確認を行うとともに、必要に応じて、計画推進における改善点等の意見等を示すものとします。

<計画の点検評価の目的>

- (1) 計画全体の着実な実行を確保
- (2) 計画期間以降の計画の見直しのための課題抽出

<計画の点検評価の着眼点>

- [1] 施策の実施管理状況の把握
- [2] 施策の環境改善効果に関する評価
- [3] 目標の達成状況の評価
- [4] めざす環境像の実現度合の評価
- [5] 計画全体の進捗状況の評価

(2) 計画の点検評価の対象

点検評価の対象は、東村山市環境基本計画とします。

(3) 計画の点検評価の主体

点検評価に係わる主体は、市の各所管、東村山市環境行政推進本部、東村山市環境行政推進庁内検討部会、東村山市環境審議会とします。

(4) 計画の点検評価の頻度

本計画の進捗状況の把握およびその結果の庁内の自己点検評価は、各年度単位で行います。

東村山市環境審議会による点検評価は、概ね3年毎（または必要に応じて随時）に行います。

(5) 計画の点検評価の手順

計画の各所管による自己点検（①）、東村山市環境行政推進庁内検討部会・東村山市環境行政推進本部による点検評価（②）、庁内の点検評価結果の環境審議会への報告（③）は、各年度行うこととします。

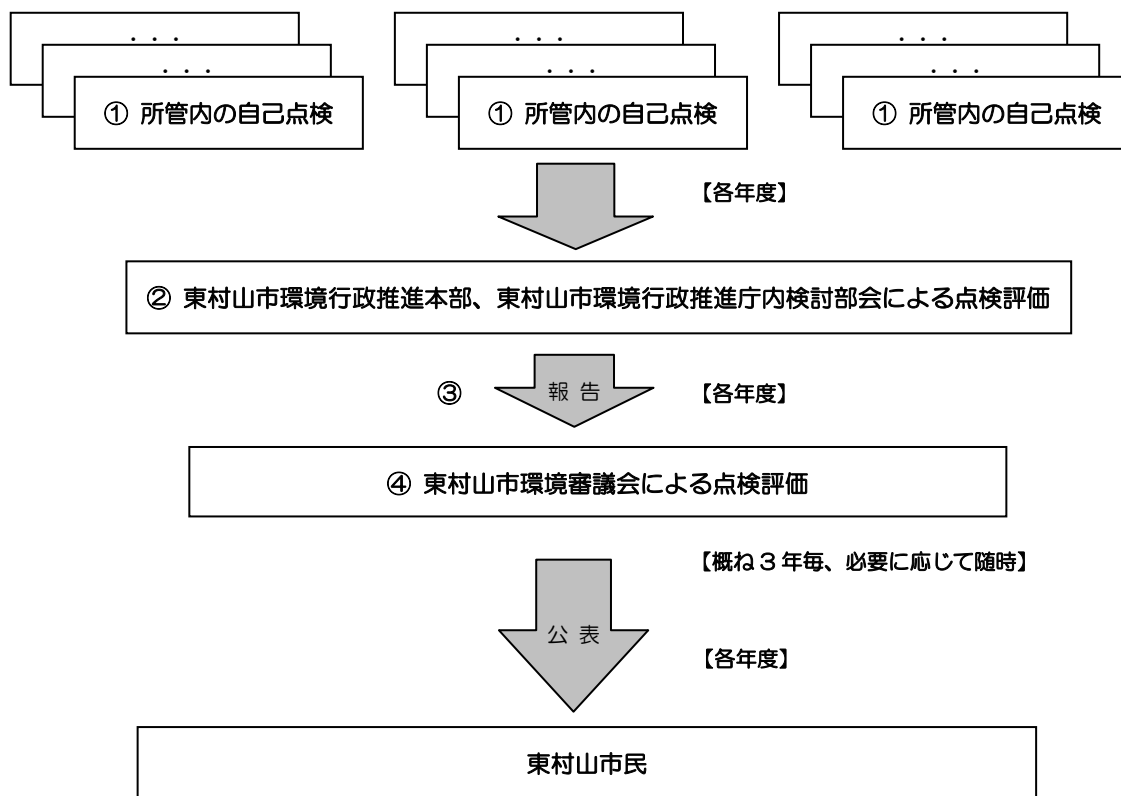
これらの庁内の点検結果についての東村山市環境審議会による点検評価（④）は、概ね3年毎、または必要に応じ随時行います。

- ① 各所管が自らの所管内の環境施策の実行状況を自己点検します。
- ② 東村山市環境行政推進本部、東村山市環境行政推進庁内検討部会は各所管の自己点検結果をさらに点検評価します。
- ③ 庁内の点検評価結果を東村山市環境審議会に報告します。
- ④ 東村山市環境審議会は、東村山市環境行政推進庁内検討部会、東村山市環境行政推進本部による点検評価結果を受けて、点検評価を行います。

(6) 計画見直し時期

庁内の自己点検評価の結果および東村山市環境審議会による点検評価の結果を踏まえ、計画中間年度である2015年度に中間見直し、また、計画最終年度の2020年度までに計画全体の見直しを行います。

<計画の点検評価の流れ>



2. 計画の見直しへの反映

市は、各年度の各所管の自己点検結果、東村山市環境行政推進本部・東村山市環境行政推進庁内検討部会の点検評価結果、東村山市環境審議会の点検評価を計画中間年度と計画最終年度までの計画全体の見直し作業に反映させることとします。

また、東村山市環境審議会による計画の見直しについての意見具申を受け、計画で設定した「めざす環境像」や「環境目標」への市の到達度合いを考慮し、環境基本計画が地域や地球規模の環境の状態を回復させるような実効性ある計画であるようにするため、継続的改善を図り続けていきます。

＜継続的改善を目指した計画の進行管理のイメージ (PDCAサイクルのスパイラルアップ)＞

